

『渋川系図』伝本補遺、附土岐頼貞一族考証（上）

佐々木 紀 一

筆者は先に中世成立の清和源氏系図として、九州探題渋川氏の子孫に伝来した『渋川系図』（以下『渋川』と略）の伝本を紹介し、その成立過程と中世系図史料としての価値を指摘したが¹⁾、迂闊ながらその後、別な伝本及び関係系図がある事に気付いた。本稿ではその性格と成立について考察する。次に『渋川』の中で、特に注目すべき土岐氏系図部の史料価値について論じ、不明点の多い鎌倉末期・南北朝初期の同一族の研究に役立てたいと思ふ。

一、『諸家系図』巻四十五所収「渋川系図」

『渋川』には大きく冷泉本と鍋島本二系統の伝本があり、後者の中、鍋島文庫本は足利將軍、九州探題渋川氏部の一部を除き、系図の形態・筆跡等が前者にほぼ忠実だが、本文に若干相違があり、また鍋島家臣となつた渋川氏系図及び鍋島直能書状まで一筆である事から、別に鍋島文庫本が依拠した本の存在を指摘した。

また渋川氏のみを掲載する『諸家系図纂』本や『三才図録』所収「渋川系」（以下、『三才図録』本と略）の鍋島家臣渋川氏部が鍋島文庫本よりも古い世代に留まり、共通する世代でも相違のある事、『諸家系図纂』本に、一部鍋島文庫本よりも冷泉本に一致する脇書のある事から、『諸家系図纂』本や『三才図録』本は鍋島文庫本よりの抜粹ではなく、より冷泉本に近いそれ以前の本に就き、鍋島家臣渋川氏歴

代を独自に増補したか、その歴代を書き継いだ鍋島本の原本よりそれぞれの段階で抜粹、一部改変して生まれたと推定した。

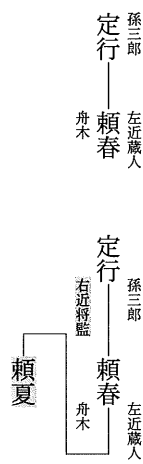
冷泉本を写した鍋島本の原本と、江戸時代にそれより派生した写本が複数存在した事になるが、此処に紹介する『諸家系図』巻四十五所収「渋川系図」は正にその派生本で、且つ一部ながら鍋島本の原本本文の復元に寄与する古態部が残る。以下その性質と成立を考察する。前稿では鍋島文庫本を以て鍋島本と略したが、同系統の系図が複数存在し、同本が江戸後期の写しで、後述する様に改変箇所がある事から、鍋島本は同系統の総称とする。同時に未発見であるが冷泉本を写した最初の系図を鍋島本原本とし、鍋島文庫所蔵本を鍋島文庫本と称する。

『諸家系図』巻四十五所収「渋川系図」は東京大学史料編纂所の謄写本で、同系図は全二十五冊、「寒香園文庫」・「岡谷蔵書」の印記がある。現在は同所の網頁で公開され、本奥書は寛永十八年・十九年本奥書が多いとされるが、「渋川系図」の内容は『渋川』の一伝本として良い。清和天皇に始まる源氏諸流系図、開田氏、鍋島家臣渋川氏よりなる点は、鍋島文庫本に同じだが、末尾に足利諸一族の始祖に関する一つ書、後掲渋川堯頭子書上、明応九年足利義尹御教書（『三才図録』本では渋川尹重の脇書に付される）がある点が異なる。以下先の『諸家系図纂』本と紛らわしいのだが、『諸家系図』本と略する。

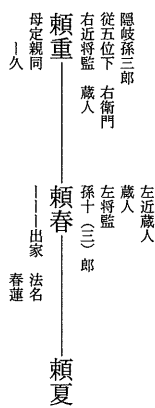
〔例三〕同前

〔鍋島文庫本〕

〔諸家系図〕本



〔尊卑〕

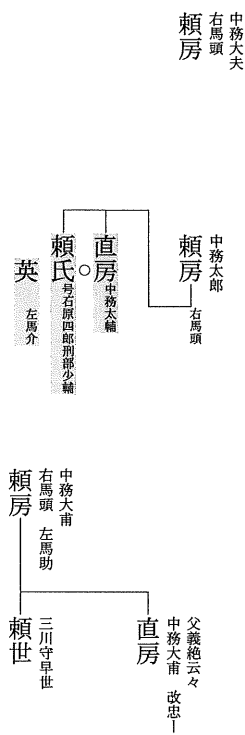


〔例四〕二⑤義家流アII i 義氏流A f 「石塔」

〔鍋島文庫本〕

〔諸家系図〕本

〔尊卑〕



『清和源氏系図』（統群書類従所収）

刑部卿 右馬頭
頼房——直房

〔例五〕二⑤義家流アII i 義純流（岩松）

〔鍋島文庫本〕

〔諸家系図〕本

田村太郎 三郎
頼兼——經

田村太郎 三郎
頼兼——頼經

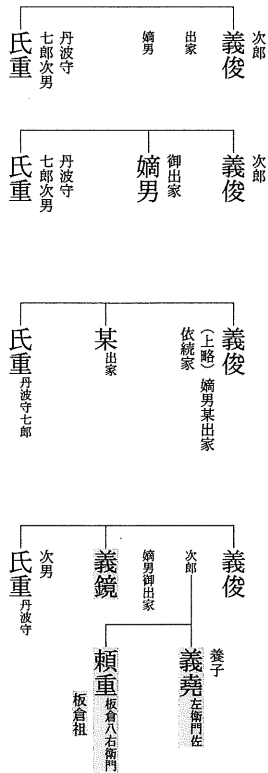
頼兼——頼綱

村田太郎頼兼——孫太郎満兼
太郎次郎頼綱
三郎氏兼
五郎氏頼

とある通りだが、これを『諸家系図』本の増補と見て不都合はない。
聊か問題が有るのは、

〔例六〕二⑤義家流アII i A b 「渋川」

〔冷泉本〕 〔鍋島文庫本〕 〔諸家系図纂〕本 〔諸家系図〕本



として、『諸家系図』本は長祿元年（一四五七）より堀越公方政知を助けた渋川義鏡親子を満頼子に釣る事である³。しかし義鏡の出自は厳密に言つて不明である。

長祿元年六月廿三日、渋川左衛門佐義鏡を大将として武蔵国へ被指下、是は公方の近親にて代々九州探題の家なれば、諸家もおも

当該箇所を掲載した通り、冷泉本に一致するのである。その他にも前稿（上）注（15）に掲載したが、『諸家系図』本が、

（例八）二⑤ア

次郎 三川守
義季 頼氏
号世良田

と、義季に世良田の名字を付す点、冷泉本に一致し、古態を残す点と考へられる。

『諸家系図』本は脇書を多く省略する所があり、冷泉本・鍋島文庫本に比して源氏系図としての価値は遙かに劣るが、鍋島本系統諸系図の成立を考へる上で、逸する事の出来ない伝本である。

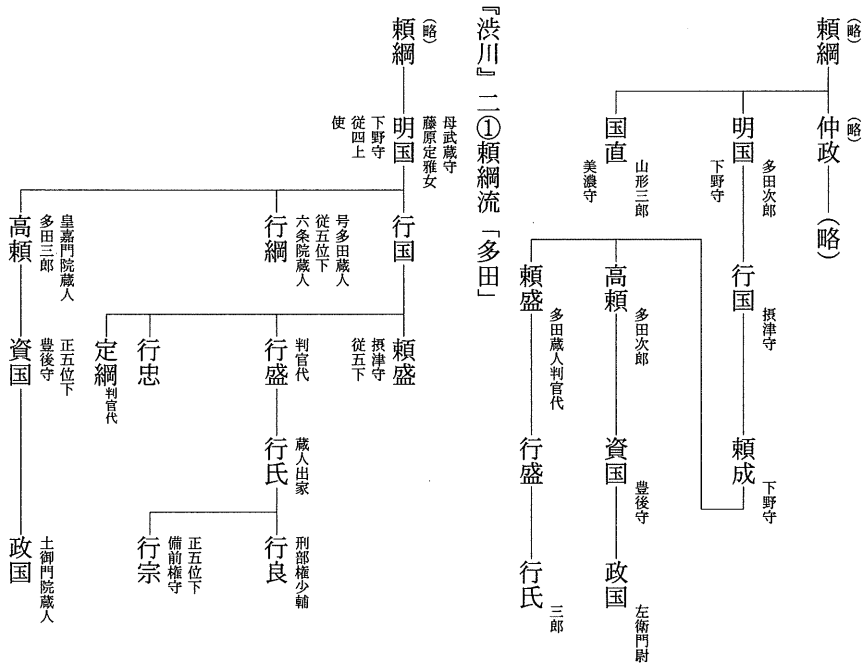
二、『浅羽本系図』四「土岐系図」と『渋川系図』

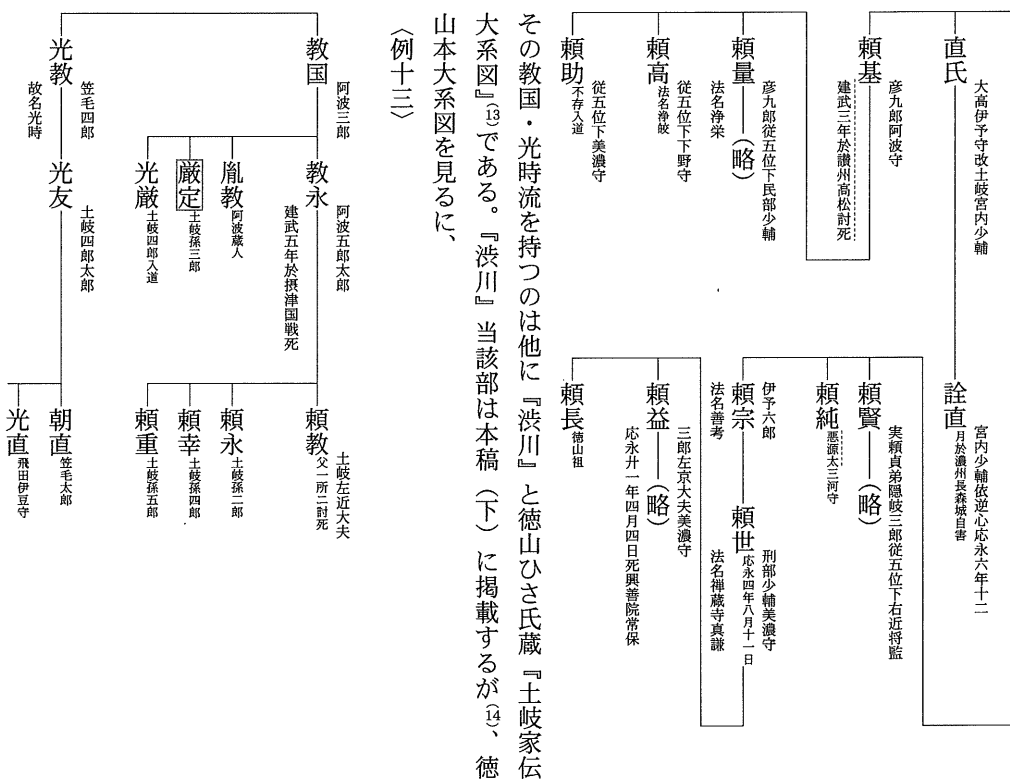
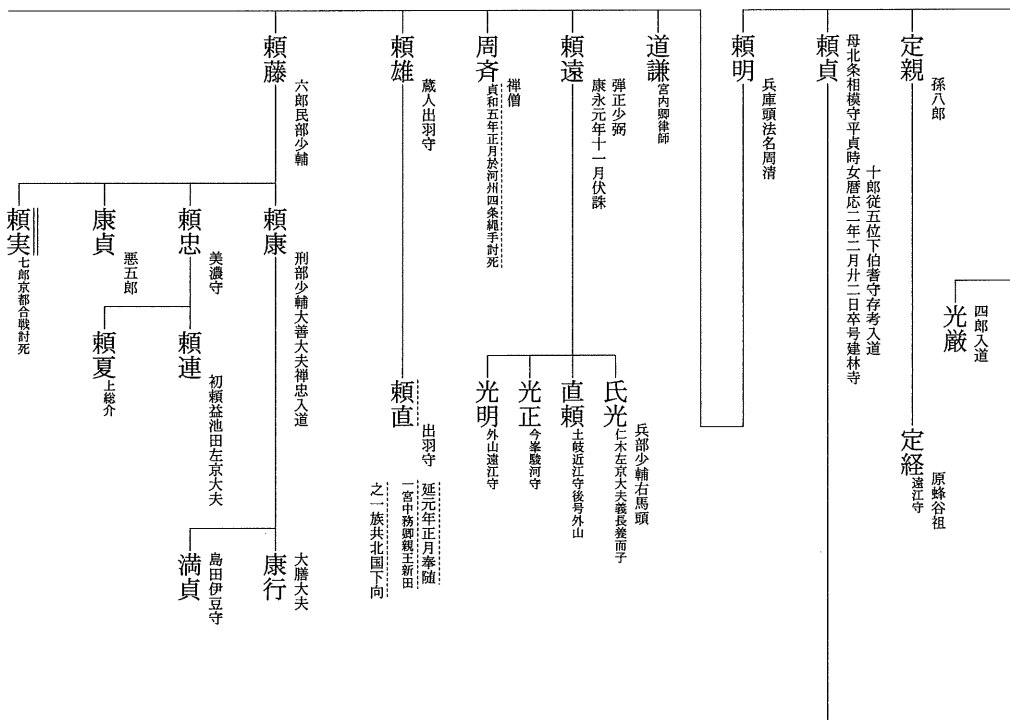
『渋川』に近似する今一つの系図が浅羽本「土岐系図」である。此処でも紛らわしいのだが、先稿で浅羽本としたのは統群書類従所収で、現存浅羽本には一致せず（『群書類題』）、寧ろ『諸家系図纂』所収に一致する「土岐系図」であつたが、本稿では『浅羽本系図』四所収の系図①を浅羽本とし、統群書類従本は土岐系図甲本とする。

浅羽本は清和天皇に始まり、主に土岐光定・頼貞一族を載せ、美濃守護家は旗本となつた頼元まで②、土岐山城守流は出羽上山藩主頼稔（一六九五〜一七四四）までを吊る系図で、総合的な清和源氏系図ではない。近世大名大河内氏・太田氏の初代が頼政流に釣られる事から見ても現在の系図の最終的成立は近世初期以降に下る。清和天皇より満仲までは単線で、頼光の他の兄弟は掲載されるが、その子孫は掲載

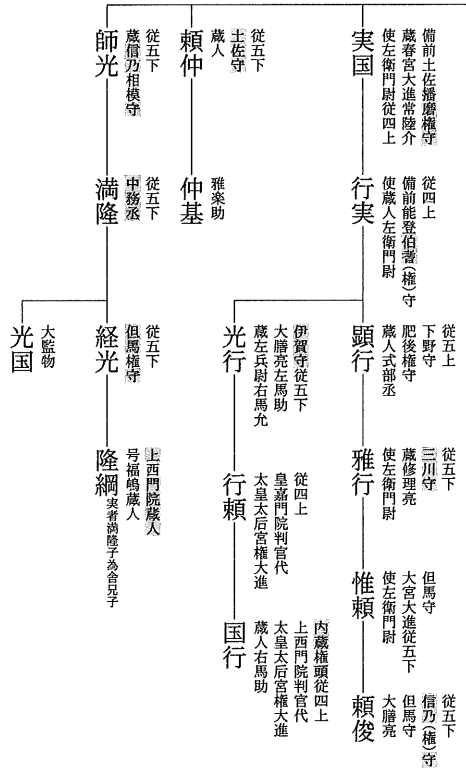
されない。頼光流は、土岐氏以外は後掲する如く若干の系統を載せるのみであるが、『渋川』に特徴的な系統・人物を浅羽本が共有する。

（例九）（浅羽本）





その教国・光時流を持つのは他に『渋川』と徳山ひさ氏蔵『土岐家伝大系図』(13)である。『渋川』当該部は本稿(下)に掲載するが(14)、徳山本大系図を見るに、
 (例十三)



即ち『渋川』は浅羽本の傍線の人物しか掲載しない。また浅羽本の網懸部は『尊卑』のそれと共通し、端的に『尊卑』を利用した可能性を考慮出来る。厳密にこれを論証出来ないが、最終的成立が近世に下がる事を考慮して、浅羽本「土岐系図」の原本は、『渋川』の土岐氏を中心とした頼光流に、『尊卑』に極めて近い系図を併せて成立したものと推定する。更に原本より浅羽本に至る過程で、『太平記』の記事(前掲の土岐氏系図部の破線)①や、土岐一族(二重線の七郎頼実)を増補したものであらう。また最終記事が近世に下がる徳山本大系図は、浅羽本が崩れる以前の伝本より、教国・光時流を取り入れたと考へられる。

三、南北朝時代土岐頼貞一族の混乱と『尊卑』の諸問題

美濃源氏が平治の乱、治承承永の乱で打撃を受けた後、土岐光行が

鎌倉時代御家人の地位を得て、御家人土岐氏が成立したと解されるが②、鎌倉末期に伯耆前司頼貞が登場するまで、関係記録・文書が殆ど残らない為、『尊卑』以外の基本的な事績が不明と云はざるを得なかつた。更に南北朝の動乱期に活躍した頼貞の兄弟子弟に関する史料・『太平記』には混乱があり、その考証に利用されて来た『尊卑』の土岐氏系図も、史料と一致する例もあり無価値ではないが③、不審点が多々あり、混乱の解決にならない。以下、二三、問題を挙げる。

正中元年(一二三四)九月、後醍醐天皇の御謀叛に方人したとして、討伐を受けたのが土岐伯耆十郎であるが、その密告者土岐左近藏人の諱共々、諸史料で一致しないのみならず、兩人の間で入れ替りもしてゐる。『太平記』諸本④を見るに、

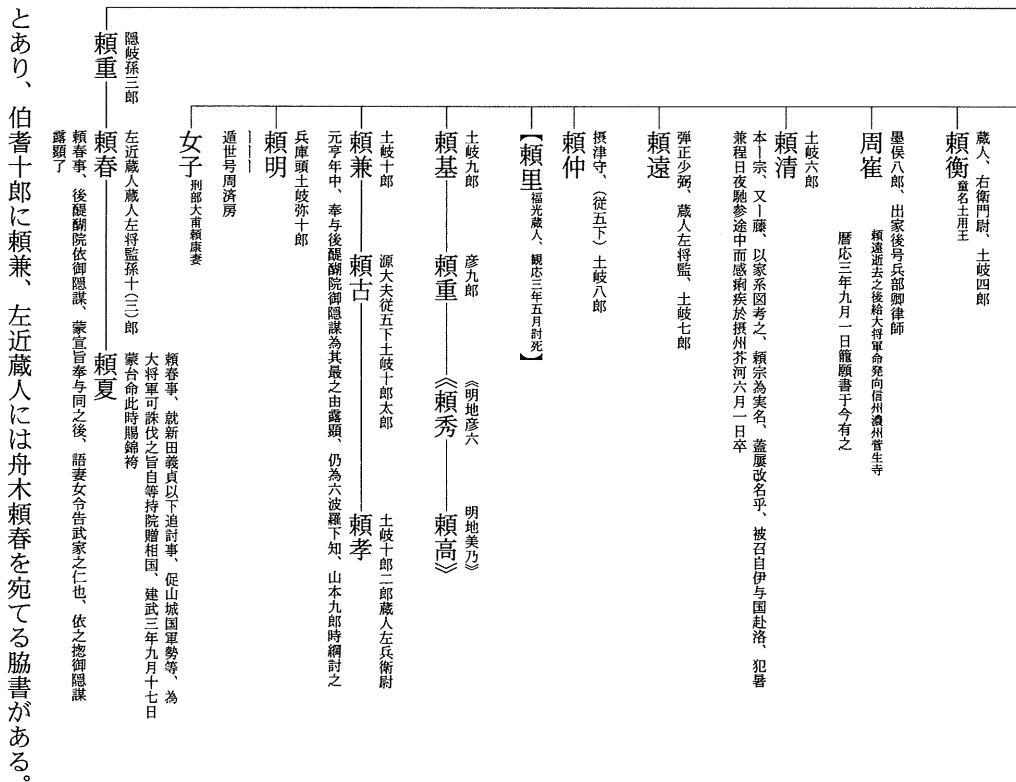
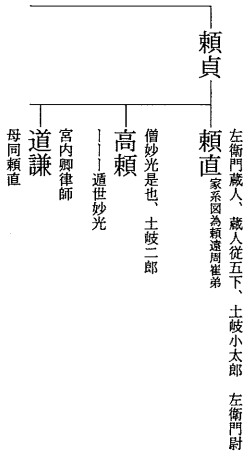
伯耆十郎	左近藏人	
神田本	頼時 ^イ	頼貞・頼真 ^{イ直イ左藏}
西源院本	頼時	頼貞(神宮文庫本・武田本)⑤
神宮徴古館本	頼貞・頼貞	頼貞
玄玖本	頼時・頼有 ^{照カス}	頼貞
松井本	頼有 ^{時イ}	頼貞
鳴津本	頼貞・頼有	頼貞
竹中本	欠卷	欠卷(宝徳本・南都本・京大本)
今川本	頼時	頼貞・頼直
吉川本	頼貞	頼貞
米沢本	頼有	頼貞(学習院大本)

- 益田本 欠丁 頼数
- 梵舜本 頼時 頼員
- 古活字本 頼員 頼員 (筑波大本・中京大本)
- 天正本 頼員 頼直 (野尻本)
- 教運本 頼時 頼直 (竜谷大本)
- 『神明鏡』 ナシ 頼貞²²⁾

であり、後世の史書では伯耆十郎を『保暦間記』²³⁾が頼時とし、『鎌倉大日記』正中元年条では(増補続史料大成)、後醍醐帝連年欲鎌倉滅、九月土岐頼員告密謀於範貞、範貞使兵殺土岐頼貞多治見国長と、左近藏人を頼員とし、十郎を頼貞とする。

この様に伯耆十郎に頼時・頼貞・頼員・頼有・頼明、左近藏人に頼貞・頼員・頼直・頼真・頼玄と区々である。土岐伯耆入道の諱が頼貞で、暦応二年(一三三九)二月に六十九歳で没した事が分かり²⁴⁾、兩人に頼貞を宛てるのは、頼員・頼真の誤りと見て良いが、さうだとし

てそれ以上の特定は困難である。
 これまでその比定に利用されてきた『尊卑』を見るに²⁵⁾、
 〈例十六〉



とあり、伯耆十郎に頼兼、左近藏人には舟木頼春を宛てる脇書がある。

然るに『尊卑』・土岐系図甲本・土岐章氏藏『当方之系図』²⁶は、土岐
氣良氏の頼数にも「藏人・左近将監」と「土岐伯耆十郎」の注記があ
り、頼員比定の両説を併存してゐる。

〔例十七〕『尊卑』

藏人 号氣良 土岐伯耆十郎
左近将監 本国数 法名道喜

国衡——国村——国氏——国成——頼数
光定——頼貞

この中世以降の史料・史書間の相違を整理し、特定を試みたのが平
田俊春氏で、『花園院宸記』九月十九日条（増補史料大成）に、

A 事之根元者、土岐左近藏人源頼員、日来自禁裏被語仰、而恐事
之不就、自首告六波羅云々、因茲張本人土岐十郎（不知実名）等
被誅了、（中略）

B 後聞、今日所誅土岐十郎五郎頼有、田地味^某国長二人云々、

^{頼員為後者云々}

C 後日或語云、土岐左近藏人頼員、去十六日俄上洛、向齊藤某俊

幸宿所告云、去比、田地味^々、国長〔伯耆前司頼員外戚之親族云

々〕語頼員曰、（中略）武家聞此事、未明召国長・頼有等之処不

参、兩三度遣使者之処、不及返事放矢云々、仍武士等行向合戦、

遂以自殺云々

とあるが、同時代人の訂正を重く見て、左近藏人は頼兼が正しく、こ
れを『尊卑』の頼貞子の頼兼に当て、一方の伯耆十郎は『尊卑』には
見えないが、頼貞子の頼有であるとした²⁷。頼有の想定は土岐章本の、
〔例十八〕

士部 頼有——頼世
弥十郎

士部二部
頼孝 左兵衛 藏人
十郎太郎
頼古 頼孝・頼古頼宗之十云々
兵衛頭

や、『太平記』一部写本に正に合致する。

しかし筆者には依然問題が残ると思はれる。この時の首謀者は、『武
家年代記裏書』「正中元年条」に「土岐小 郎田志美二郎依有隠謀聞
於京都被誅了」（増補史料大成）とするが、「和田助家着到状」²⁸に、

依土岐伯耆十郎・多知見四郎二郎等事、和泉国御家人和田修理亮
助家去月廿二日令馳参候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

元亨四年十月三日 修理亮助家

進上 御奉行所

一見了花押

に見る様に、土岐伯耆十郎・田地味の二名で、『花園院宸記』B・C
からすると前者に頼有が相当する如くだが、Bの「十郎五郎」は、通
常、十郎の五男を指す呼び方であり、十郎とは別人である。従つて伝
聞の誤りが介在してゐる可能性があり、『花園院宸記』の記事をその
まま正しいとする事に躊躇される。土岐章本も本稿（下）で検討する
様に同様、諸説を総合し、編集した系図と思はれ、伯耆十郎の諱が頼
有であると断言出来ないだらう。

また平田説では左近藏人頼兼と伯耆十郎頼有は兄弟となるが、『花
園院宸記』・『太平記』の事件の記載には、その関係を覗はせる記載は
なく、以後、頼貞子として頼兼が登場する事がないのも不審で²⁹、平
田説の頼兼比定は、『尊卑』の信憑性に懸かる訳である。

次にシウサイとシウセイの關係も問題である。康永元年（一三四二）光嚴院に狼藉を働き、土岐頼遠が誅されるが、『太平記』では、

其弟二周済房トテ有ヲモ既ニ可レ被レ切ト評定有ケルガ、其時ノ人数ニテハ無リケル由、証摺分明也ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、纏テ本国へゾ下リケル、夢想和尚ノ武家二出テ、サリトモト口入シ給シ事不レ叶シヲ欺ク者ヤ仕タリケン、狂歌ヲ一首、天竜寺ノ脇壁ノ上ニゾ書タリケル

イシカリシトキハ夢想ニクラハレテ周済計ゾ皿ニ残レル（卷二 十三「土岐頼遠參合御幸致狼藉事」）³⁰

と、その弟周済房が登場する。この人物は落首の趣旨「酢菜」との音の近似からすると古活字本のシユサイ、或は端的に米沢本他の様にスサイと読まねばならない。

同人は後にも貞和四年（一三四八）正月五日の四条畷の戦闘に登場し、

斯ル処ニ土岐周済房ノ手ノ者共ハ、皆打散サレ、我身モ膝口切レテ血ニマジリ、武蔵守ノ前ヲ引テ、スゲナウ通りケルヲ、師直吃ト見テ、日来ノ荒言ニモ不レ似、マサナウモ見ヘ候者哉ト言ヲ懸ラレテ、何カ見苦候ベキ、サラバ討死シテ見セ申サントテ、又馬ヲ引返シ敵ノ真中へ蒐入テ、終ニ討死シテケリ（卷二十六「四条縄手合戦事」）

とあり、楠正行勢と戦ひ、戦死したとする。

しかし天正本系統の『太平記』はこの時、周済が討ち死にしたとはせず、別に卷二十七「土岐周靖房謀叛の事」で、観応元年（一三五〇）の事とし、

同じき七月五日、美濃国より早馬打つて、土岐兵庫頭入道。周済房、忽ち謀叛を起し、国中を劫略す（卷二十七「土岐周靖房謀叛の事」）³¹

として敗北、斬首されたとする。この謀反は史実で、同時代の記録を見るに、「周勢」（後掲）・「周清」（『園太暦』八月十八日条）・「祇園執行日記」八月二十七日条³²・「周靖」（『園太暦』同二十八日条）・「周請」³³とあり、字音よりすればシウセイが適はしい。『建武三年以来記』同年八月二十八日条³⁴に、

濃州凶徒土岐兵庫頭入道、同舍弟昨夜於河原被誅とあり、『祇園執行日記』同八月十一日条も、

生捕大将周勢殿（兵庫入道、道存子）乗輿

と、同人が兵庫入道を称したと解される事からすると、『尊卑』の頼明が相当する³⁵。

『太平記』では周済一人しか登場しないが、諸本でその最期が異なり、「周済房」と「兵庫入道周済」と呼称が一致しない事になる。然るに『尊卑』（・土岐系図甲本・浅羽本・徳山本大系図）では墨俣八郎・兵部卿律師周崔³⁶と、法名周済の兵庫頭頼明が別に吊られる事から、前者シウサイ、後者シウセイの二人が存したと谷口氏著が推定する³⁷。谷口氏の解釈に従へば『太平記』が両人を混同した事になるが、現在の所、古文書・記録にシウサイが確認出来ない。

他にも伯耆前司頼貞の子達の特定が困難な例がある。『太平記』は建武三年七月、宮方と武家方の京の戦闘の際に、

問注所ノ信濃入道々々ト土岐伯耆入道存孝ト二人俱シテ候ケルガ、存考傍ヲ吃ト見テ、アハレ愚息ニテ候悪源太ヲ上ノ手ヘ向候ハデ、

以て、異同のある系図の人物に比定する事が困難なのであるが、イ、伯耆十郎と左近藏人の特定、口、周崔と周済の關係、ハ、土岐惠源太（及び羽守頼直・阿波守）の特定について『渋川』他の中世系図がその解決に役立つか、残存する古記録・古文書を参照して検討しよう。

注

(1) 『渋川系図』の成立と史料的价值について(上)、『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十七、平成二十二年三月・同(下)、『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』三十八、平成二十三年三月。以下前稿(上)・(下)と略。

(2) 『群馬県史 資料編五 中世一』所収。

(3) 義鏡の事跡は『神奈川県史 通史編一 原始・古代・中世』第三編第三章四「堀越公方の下向」に詳しい。

(4) 名著出版の翻刻による。

(5) 『九条家文書』・『田中文書』「室町幕府引付頭人奉書」(応安六年十二月、『南北朝遺文 中国・四国編』四〇二二、四〇二三)

(6) 『熊谷家文書』一〇三「渋川満頼施行状」(応永七年正月、『大日本古文書』)に「右兵衛佐」、『蝮川家文書』三「筑前底井野郷文書案」(二)「道詮御教書案」(応永三十二年七月、『大日本古文書』)に「右兵衛佐入道」とある。

(7) 『蝮川家文書』三〇「(文安年中)幕府番帳案」の「諸大名御相伴衆」に、「斯波右兵衛佐」とある。『執事補任次第』「義廉」条(続群書類従)「実(芥)川左兵衛佐義鏡息」(秋田県立公文書館佐竹文庫「宗家」蔵『清音寺佐竹并諸家系図』所収には○を正しく「渋」とする)には左兵衛佐。

(8) 『塵荊鈔』八「源家之事」に「寛正二年辛巳、公撰仁二当り、渋谷二郎義廉ヲ此家ノ家督ニ移シ。菅領職ニ任ジ、左衛佐ニ叙セラ」(古典文庫)とある。義俊の仮名が同じく「二郎」である事からして、同系統の家督の通称の可能性がある。

(9) 在京の渋川氏には、別系と思はれる「渋川式部大輔直保」(『宝篋院殿任大臣節会次第』延文三年十二月八日条、続群書類従)が確認出来る。

(10) 『寛永諸家系図伝』乙五「板倉」も義鏡子の義堯より出るとする。しかし義行の家臣に「板倉三河入道」(『東寺百合文書七函』「渋川道祐(義行)遵行状」(応安六年六月、『南北朝遺文 中国・四国編』三九七九)・満頼の家臣に「板倉兵庫允入道・同藏人入道」(『九条家文書』「室町幕府奉書」(永和四年九月、『南北朝遺文 中国・四国編』四四四七)・板倉美濃守(法名宗寿)がゐた(『宗像神社文書』「板倉宗寿施行状」(応永十七年七月、『大日本史料』七ノ十三、同十日条)・『太宗恭定大王実録』太宗十七年正月条「日本濃州太守平宗寿」(『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 李朝実録之部(一)』)。義俊の家臣に「板倉民部少輔」(『醍醐寺文書』九六「渋川義俊施行状」(応永三十一年五月、『大日本古文書』)、満直の家臣に「自九州探題方、使節板倉上総参洛」(『満濟准后日記』永享二年十一月七日条)、義鏡の家臣に板倉大和前司頼資が見える(『黄梅院文書』・『西来庵文書』「板倉頼資禁制」(長祿二年八月、『改訂新編相州古文書』)。義廉の家人に「板倉大和」(『醍醐寺文書』七八三「僧光玖書状」(応仁二カ)三月)「彼打手(号小原)渋谷内板倉扶持人也」(『長興宿祢記』文明十一年五月二十三日条(史料纂集)、『晴富宿祢記』同日条では、「小原

子息者前官領（斯波義廉内板倉被管也）」とあり（図書寮叢刊）、『文正記』にも「板倉以下郎従」と見える（群書類従）。

(11) 東大史料編纂所蔵の謄写本による。浅羽本一の「足利土岐系図」は清和源氏系図で、その土岐系図部は土岐系図甲・丙本に近似点はあるが、完全に一致しない。

(12) 『寛政重修家譜』巻二八三に依れば寛永十三年出仕の頼成に相当するか（統群書類従完成会）。

(13) 東大史料編纂所謄写本による。徳山ひさ氏蔵の系図には、他に『土岐家伝系図』と『土岐家伝系図別本』がある為、本系図を徳山本大系図と略。

(14) 『山形県立米沢女子短期大学附属生活文化研究所報告』四十（平成二十五年三月）掲載予定。

(15) 統群書類従完成会の翻刻による。

(16) 北酒出本は秋田県公文書館佐竹文庫（宗家）蔵。『古系図集』は東大史料編纂所蔵、『帝皇系図』は前田尊経閣蔵。

(17) 明智次郎頼兼は、「足利土岐系図」では頼清子に「頼兼、二郎下野守」、土岐系図丙本では同じく「明智二郎、号下野入道」、『美濃明細記』所収「土岐系」では頼康の子に「頼兼、明知下野守、号下野入道」とするが、『尊卑』・土岐系図甲本・土岐章本・徳山本大系図・『明智系図』（統群書類従）に見えない。これは『太平記』巻二十七「御所困事」に「土岐刑部大輔頼康・同明智次郎頼兼・同新蔵人頼雄」（慶長古活字本、日本古典文学大系による。梵舜本・天正本・教運本同。傍線部を神宮徴古館本・中京大本が「同遠山」とする。米沢本は明智頼兼のみ無し）によるものだらう。頼基の高松討死は、『太平記』

巻十四「諸国朝敵蜂起事」の高松頼重を舟木頼重に誤る事に起因する（谷口研語氏『美濃・土岐一族』「土岐氏の一族庶流（高松）」（平成九年）。以下の古記録・古文書中の土岐一族の所在は、同氏の博搜に依る所が多い。以下谷口氏著と略。

(18) 『土岐文書』「関東下知状」（『岐阜県史 史料編 古代・中世四』・『東鏡』建長二年三月一日条・『秋山喜十所蔵文書』「関東下知状」（元亨元年六月、『鎌倉遺文』二七八一〇）

(19) 『土岐文書』「足利直義下文」に、頼貞の甥にあたる「土岐太郎三郎光賢」が見えるが、『尊卑』で頼貞兄の「隠岐太郎国時」の子として吊られる「隠岐太郎三郎国方」に一致し、『建武記』所収「武者所結番定文写」延元元年五月に見える土岐三川権守国行も『尊卑』の「三河守国行」に一致する（『南北朝遺文 関東編』四四三）。

(20) 神田本は汲古書院、玄玖本は勉誠社、梵舜本は古典文庫、教運本（義輝本）は勉誠社、竜谷大本は思文閣、京大本は勉誠社の影印。西源院本は刀江書院、神宮徴古館本は和泉書院、竹中本は未刊国文資料、天正本は小学館の翻刻。神宮文庫本・筑波大学本・宝徳本・南都本・今川本・学習院本・野尻本は国文学研究資料館の紙焼写真又はマイクロフィルム、松井本は雄松堂のマイクロフィルム、嶋津本は東大史料編纂所のマイクロフィルム、吉川本は同所蔵の謄写本（巻一のみ）、武田本と益田本は國學院大學図書館網頁の電子図書館の写真による。諸本の分類は長坂成行氏『伝存太平記写本総覧』（平成二十年）による。猶、『参考太平記』（統群書類従完成会）の金勝院本では伯耆十郎を頼時、左近蔵人を頼直とするとある。『大乘院日記目録』一の（正中元年）九月十六日条も「土岐左近蔵人頼直」とする（増補続史

料大成。

(21) 更に武田本は「田治見四郎二郎頼貞」とする。また、米沢本・学習院大本では頼有に「土岐ノ伯耆守頼貞力長男」とする。

(22) 東大史料編纂所蔵浄妙寺本(謄写本)・永禄七年写本による。彰考館本同(国文学研究資料館の紙焼写真)。「神明鏡」は『太平記』の南都本系の本文を引用する事が、鈴木登美恵氏「太平記成立年代の考察―神明鏡の検討から」(『中世文学』二十一、昭和五十一年十月)により指摘されてゐる。又『太平記抜書』(蓬左文庫本・島原本、国文学研究資料館のマイクロフィルム)は西源院本と同じ。

(23) 和泉書院の『校本保曆間記』の影印による。

(24) 『村庵小稿』「土岐伯州源頼貞公画賛并序」(続群書類従)・『常楽記』(群書類従)

(25) □は土岐系図甲本より補なつたが、『尊卑』は頼清子とする。

◇は前田本『尊卑』に見える。

(26) 『龍ヶ崎市史 中世史料編』所収。猶、東大史料編纂所蔵謄写本を参照し、「人々」は「々々」に改めた。以下土岐章本と略。

(27) 「土岐頼兼と正中の変」(『日本歴史』四三二、昭和五十九年五月)

(28) 続群書類従『和田系図』所収。

(29) 『長禅寺文書』「鷲見忠保軍忠状写」(建武三年六月)(『岐阜県史 史料編 古代・中世一』)に「馳参洲侯、土岐左近藏人殿属御手」とあるが、同一人か不明(『尊卑』では頼遠にも「藏人」左近将監の官途あり)。

(30) 毛利本が「周濟房」(卷二十三、更に朱で「サイ」の振仮名)

とする以外、諸本「周濟房」(京大本「しゆさいはう」とし、米沢本・益田本は「スサイ」、中京大本は「シウサイ」の振仮名。西源院本・武田本は「周」に「ス」の捨仮名。

(31) 教運本―d「周濟房」・e同、梵舜本・野尻本―d・e同。

(32) 『園太曆』は続群書類従完成会の翻刻、『祇園執行日記』は続群書類従による。

(33) 『後藤衛藤系伝』所収「赤松則祐請文」(『大日本史料』六之三、観応元年七月二十八日条)。

(34) 東大史料編纂所の謄写本による。

(35) 「道存」は頼貞法名「存考」の誤りか。頼明は『阿部敏雄氏所蔵文書』「土岐頼明書状」の「兵庫頭頼□」が該当するか(『岐阜県史 史料編 古代・中世一』)。

(36) 徳山本大系図では周崔に「土岐五郎 孫十郎 又墨俣八郎、出家之後号兵部卿律師、俗名頼連」とし、土岐系図丙本は頼明と道謙を、「足利土岐系図」では頼明と道謙と周濟を同一人とし、比定に混乱がある。『熊谷家文書』二二三「源家満軍忠状」(建武元年十二月、大日本古文书)に「美濃国鶴飼庄一地方地頭太郎三郎家満申、依謀叛人蜂起事、去十八日、土岐伯耆入道代官神戸五郎入道共令内談、(中略)同日戌時、土岐伯耆八郎相共渡阿志賀河之先陣」とあり、頼貞子の八郎の実在は確かだが、同人の諱は不明。

(37) 「土岐氏の一族庶流(墨俣)」。

(38) 『大日本史料』六之三、延元元年六月三十日条参照。

(39) 浅羽本は頼純に「悪源太三河守」とする。但しこれは「三河守 悪五郎」とある康貞(『渋川』・土岐系図甲・丙本・「足利土岐系図」・

土岐章本」との混同があるか。

(40) 『大徳寺文書』二二〇六「崇光上皇院宣」（大日本古文書）。

(41) 「土岐氏の一族庶流（穂保）」

(42) ⑤は竹中本―「郡戸」、西源院本―「籠守澤」、⑦は南都本・筑波大本では「兵庫助」の前に「小里能登入道」が入る。⑨は諸本「原駿河守」、⑩は玄玖本・松井本・嶋津本・神宮徴古館本―「遠江守」とし、筑波大本・京大本は続けて「同右京のすけ」が入る。『参考太平記』は頼清の比定を誤りとし、貞秀に宛てる。⑬は竹中本・中京大本同じ。神田本「頼于」、毛利本・学習院大本・野尻本―「頼千」、西源院本―「頼雄」、米沢本―「頼秀」、⑰米沢本―「頼房」、⑱は神田本・米沢本・教運本・毛利本・神宮文庫本・野尻本―「越」（毛利本「ノリ」の振仮名）、今川本―「頼人」、金勝院本―「頼中」

(43) ⑥の高山伊賀守の実在は、『海蔵院文書』『後光厳天皇綸旨』（文和二年九月、『愛知県史 資料編八』）「尾張国少弓庄、土岐高山伊賀守濫妨事」に見え、舟木兵庫助は『宝篋院殿任大臣節会次第』延文三年（一三五八）十二月八日条に「舟木兵庫頭」とある人物か。⑲は『若王子文書』『足利義詮御教書』（観応三年七月、『愛知県史 資料編八』）に尾張門真庄の押妨を咎められた「飛騨伊豆守」・「同」〔管領斯波義将奉書〕に「土岐肥田入道跡」（嘉慶二年三月、『同前九』）があり、『渋川』の光直が相当する。

(44) 天正本は⑬〜⑱なし。玄玖本・神宮徴古館本諱なし。

(45) 徳山本大系図は頼貞子の頼仲に出羽守の官途があつたとする。